

6月1日(木)に発送します 市・県民税の納税通知書を

平成18年度の市・県民税納税通知書を6月1日(木)にお送りします。課税明細書で、税額などをお確かめください。今年度は税制改正により、定率減税や65歳以上のかたの制度の見直しが行われたため、これまでより税額が上がる場合があります。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

市民税課個人市民税担当tel(866)2055
河辺市民センター税務班tel(882)5174
雄和市民センター税務班tel(886)5540



今月納期の市税

市・県民税 第1期

納期限は6月30日(金)。納期内に納付するようにお願いします。

納税課tel(866)2059

おもな改正点

定率減税を所得割額の15%(4万円を上限)から7.5%(2万円を上限)に縮減
65歳以上のかた... 公的年金の控除を引き下げ 老年者控除を廃止
年間所得が125万円以下のかたの非課税制度を段階的に廃止

申告を受け付けます

扶養控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを申告すると、市・県民税が減額になることがあります。平成18年度の市・県民税申告をまだしていないかたは、右の受付窓口へどうぞ。

すでに確定申告を終えたかた、これから税務署へ確定申告をするかたはあらためて申告する必要はありません。ご都合の悪いかたは、右記の期間以降も受け付けます。

日時

6月7日(水)~9日(金)
午前9時~午後5時

受付場所

市役所1階の市民税課15番窓口
河辺・雄和市民センター税務班

必要なもの

納税通知書、印鑑、源泉徴収票、健康保険料の領収書、生命保険・損害保険などの控除証明書、医療費の領収書など

平成17年中の
所得・課税証明書
などを交付します

平成17年中の所得金額などに関する証明書は、6月1日(木)から市民税課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所で交付します。証明書を請求する場合は、運転免許証や健康保険証など、本人確認ができる書類をお持ちください。市民税課庶務担当tel(866)2054



おしえて! ゼイキッズ

軽自動車税

これだけは知っておこう!

普通自動車よりも税金がおトク?

原付バイクやトラクター、軽自動車などを持っている人にかかるのが「軽自動車税」。同じ自動車でも、普通・小型自動車の税金は県に、軽自動車の税金は市に納めるんだよ。

ちなみに、四輪の乗用軽自動車にかかる税金の額は年額7,200円、50cc以下の原付バイクだと1,000円。普通自動車にかかる自動車税は年額3、4万円前後だから、税金の負担は軽自動車の方が少ないと言えるね。1軒で2台以上車があるお宅

ゼイキッズへの質問を待ってます!
市民税課税制担当tel(866)2054
Eメール ro-fnct@city.akita.akita.jp

の中には、「維持費がかかるから、2台目は軽(自動車)にした」という人もいるよね。税金の金額の差もその理由の1つかな。

えっ! 廃車したのに納付書が届いたよ

軽自動車税を納める人は、毎年4月1日現在の所有者と決まってるんだ。月割りで課税する制度がないから、年度の途中、例えば6月に廃車したとしても満額の税金を納めなければならないんだよ。逆に6月に軽自動車を買った人は、今年度は税金を納めなくていいんだ。

原付バイクなどを人に譲るときも、注意が必要。きちんと4月1日までに名義変更の手続きを済ませてないと、元の持ち主に納税通知書が届いちゃうからね。持ち主が変わったときには、あとでトラブルになったりしないように、市民税課への届出をお忘れなく!

介護サービスの利用料軽減

問い合わせ 介護保険課tel(866)2069

介護サービスの利用料について、詳しくはケアマネジャーや各介護支援事業所、介護保険課へお問い合わせください。



訪問介護の利用料

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していただけたが、介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)、夜間対応型訪問介護を利用することになった場合、利用料が軽減されます。

対象1 生計中心者が所得税非課税で、平成17年度末に本事業の対象者として認定されていたかたで、下記の **か** に該当するかた

対象2 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用で、境界層該当として定率負担額が0円となっているかたで、平成18年4月1日以降に下記の **の** いずれかに該当することになったかた

65歳到達以前のおおむね1年間に、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していただけたで、65歳に到達したことで介護保険の対象となったかた特定疾病による身体上または精神上的の障害が原因で要介護の状態となった、40歳から64歳までのかた

軽減内容

対象1 ...通常10%の利用者負担を3%に軽減

対象2 ...利用者負担を全額免除

申請方法 申請書と課税状況の調査への同意書(世帯全員の同意が必要)を介護保険課窓口へ提出してください。同意書には、印鑑が必要です

短期入所の介護保険施設や 居住費・食費

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などで施設サービス(短期入所を含む)を利用する場合の居住費(滞在費)や食費には、所得状況に応じて負担の上限が設けられており、利用料が軽減される場合があります。

なお、現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、6月30日(金)で期限が切れますので、再

申請方法 申請書を介護保険課窓口へ提出してください。施設に入所しているかたは、施設の住所と施設名の記載が必要です

社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料



市に申請のあった社会福祉法人が提供している在宅、施設の所定の介護サービスの利用料が軽減されます。

なお、現在「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」をお持ちのかたは、6月30日(金)で期限が切れますので、再度申請が必要です。

対象 下記の**1**か**2**に該当し、～の要件をすべて満たすかたのうち、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた(生活保護受給者は除く)

- 1 世帯全員が市民税非課税のかた
- 2 平成17年度税制改正の影響で、利用者負担段階が第3段階(世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超えているかた)から第4段階(市民税課税世帯)に上昇するかた

年間収入が単身世帯で150万円(**2**は190万円)、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
負担能力のある親族などに扶養されていない
介護保険料を滞納していない

軽減内容

- 1...利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を軽減
- 2...利用者負担額の8分の1を軽減

申請方法 申請書と課税状況の調査への同意書(世帯全員の同意が必要)、収入状況等申告書、医療保険証、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などを介護保険課窓口へ提出してください。同意書には、印鑑が必要です

対象者と負担限度額

利用者負担の段階	居住費の上限額(月額)			食費の上限額(月額)
	ユニット型個室	ユニット型個室 または従来型個室	多床室	
1	820円	490円 (320円)	0円	300円
2	820円	490円 (420円)	320円	390円
3	1,640円	1,310円 (820円)	320円	650円
4	上記以外のかた 施設が定める額			

()内は特別養護老人ホームの従来型個室の額
平成17年度税制改正の影響により、上表の利用者負担段階が2段階上昇するかたについては、平成20年6月30日まで利用者負担段階の上昇を1段階に抑えられます。左記により申請してください。